

農業生産拠点の広域化計画策定支援事業費実施要綱

令和元年5月30日付け農計第77号

第1 趣旨

本県の農業産出額拡大には、生産意欲の高い農業経営体が生産拠点の広域化等により経営規模の拡大を図ることが有効であることから、農業経営体が自ら事業主体となる農地の基盤整備事業の実施を促進するため、事業の検討や採択に必要な調査や計画策定等の事業に対して支援する。

第2 定義

- (1) この要綱において「農業経営体」とは、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項の要件に適合する農地所有適格法人をいう。
- (2) この要綱において、「農業生産拠点の広域化計画策定支援事業」とは、農業経営体が生産拡大を図るため、生産拠点の広域化等による規模拡大を目的に行う農地の基盤整備事業の実施に必要な計画策定および調査を行う事業をいう。
- (3) この要綱において、「農地の基盤整備事業」とは、農林水産省農村振興局が所管する農業農村整備事業および農業農村整備関連事業をいう。

第3 事業の実施

- (1) 本事業の実施主体は、農業経営体とする。
- (2) 本事業の採択基準は、次のアからウまでの要件を満たすものとする。
 - ア 本事業を実施後に、農業経営体が事業主体となる農地の基盤整備事業の実施予定があること。
 - イ 農地の基盤整備事業の実施に先立ち必要となる調査および計画策定を行う事業であること。
 - ウ 本事業および本事業に伴う農地の基盤整備事業の実施が、実施中もしくは実施予定の周辺農地の基盤整備事業に影響を生じさせないものであること。

第4 事業採択手続

- (1) 事業の実施を希望する者は、事業計画概要表（別記様式第2号）を付して、採択申請書（別記様式第1号）を農地の基盤整備事業の実施箇所を管轄する農林事務所長（以下「農林事務所長」という。）を経由し、知事あてに提出するものとする。
- (2) 知事は、(1)により提出のあった事業計画概要表を審査し、これを適当と認めるときは、農林事務所長を経由し、事業実施主体に採択する旨の通知（別記様式第3号）をするものとする。

第5 事業の変更

事業の施行場所の変更をしようとする場合は、変更事業計画概要表を農林事務所長へ提出し、承認を得るものとする。

附 則

この要綱は、令和元年5月30日から施行する。

別記様式第1号

第 号
年 月 日

農業生産拠点の広域化計画策定支援事業採択申請書

静岡県知事 様

所在地
名 称
代表者

年度において、農業生産拠点の広域化計画策定支援事業を実施したいので、農業生産拠点の広域化計画策定支援事業費実施要綱第4（1）により申請します。

別記様式第3号

第 号
年 月 日

農業生産拠点の広域化計画策定支援事業採択通知書

様

静岡県知事

年 月 日付け申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

年度 事業実施採択

事業名	地区名	所在地	備考
農業生産拠点の広域化計画策定支援事業			